

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト（以下、当団体）が、特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(当団体の責務)

第2条 当団体は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当団体は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第5条 当団体は、第1条に述べた法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第5項、第62条に定められた別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報情報は公開対象から除外する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第7条 当団体の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、当団体の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当団体は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、

閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当団体が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第10条 当団体の情報公開に関する事務は、経営企画・管理グループが管理する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年10月31日より施行する。

別表 1

※④⑤は、認定取得時に所轄庁に提出した申請書を意味する

| 番号 | 対象書類等の名称 | 閲覧可能期間 |
|----|---|----------|
| ① | 定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し） | 最新 |
| ② | 事業報告書等（事業法高所、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面） | ※ 1 |
| ③ | 役員名簿 | 最新 |
| ④ | 認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | 認定の有効期間中 |
| ⑤ | 認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | 認定の有効期間中 |
| ⑥ | 前事業年度の役員報酬および費用に関する規程 | ※ 1 |
| ⑦ | 前事業年度の収益の明細など法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げる書類 | ※ 1 |
| ⑧ | 助成金の支給の実績を記載した書類 | ※ 2 |
| ⑨ | 海外への送金または金銭の持ち出し（その金額が 200 万円を超える場合）におえるその金額及び使徒並びにその実施日を記載した書類 | ※ 2 |

(※ 1) 作成日から翌々事業年度の末日までの間

(※ 2) 作成日から起算して 3 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

様式 1

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト
理事長 青木 健太 殿

申請月日 平成 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1、閲覧希望日 平成 年 月 日

2、閲覧対象書類（別表 1 より番号を選択）

3、閲覧（謄写）の目的